

(答弁書第百十一号) 昭和二十二年十一月十八日配付

内閣参甲第一二四号

昭和二十二年十一月十四日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員山下義信君提出天皇陛下巡幸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下義信君提出天皇陛下巡幸に関する質問に対する答弁書

一、宮内府は、内閣総理大臣の所轄であるから、宮内府の処置については政府は責任を負う。

二、行幸巡路、および寄地点の決定については、当該都道府縣の原案にもとずいて宮内府において全般の計画を見合つて案を作成する。

風評の如きは全然事実無限であると信ずるが、今後とも斯かることのないように充分注意する。

三、廣島御巡幸については、目下案を作成中であつて決定してはいない。